Question

7

役員借入金の処理

Q. オーナーから会社への貸付金は、どのように処理すべきか?

要旨 中小企業では、運転資金や設備資金を補うためにオーナー個人の預貯金を会社に貸付した結果、オーナーからの貸付金が回収されないまま残っているケースも少なくありません。

このような貸付金の処理は、資産承継においても相続税対策上も重要な事項です。

解説

1. オーナーから会社への貸付金

役員から会社への貸付金は、本来会社の 余裕資金から返済していくべきものですが、 そのような余裕資金が会社にないため、返 済されないで残っているケースもあります。 しかも、債権者である役員自身もこの貸付 金が相続税の課税対象となることを認識し ていないことも多く、対策が全くなされて いない事例も散見されます。

何も対策を行わなければ、役員からの貸付金は相続財産となり、相続税の課税対象とされます。回収可能性が低くても、債務者である会社が破たん状態である場合等を除き、額面で評価されてしまい、相続税の課税が多額になる場合もあります。

2. 貸付金の処理の方法

このような貸付金がある場合、将来回収 を考えており、会社にも返済能力がある場 合を除き、オーナーの相続前に処理を検討 すべきです。

具体的には、以下のような方法が考えられるでしょう。

①会社に対する貸付金の債権放棄

会社に対する貸付金を債権放棄により減 少させれば、相続財産が減少するだけでな く、負債の額が減少する一方、その分純資 産が増加して会社の財務内容も改善されま すので、役員個人及び会社の両者にとって 有効な対策といえます。

②DESによる株式への転換

DES (デットエクイティスワップ) とは、貸付金債権を資本金に転換する方法です。債権者である役員は貸付金ではなく株式を保有することになり、株式は純資産価額または類似業種比準価額で評価されるため、相続財産としての評価が圧縮される場合もあります。

③会社が所有する事業用財産との相殺

会社が所有する土地や建物等の事業用不動産を時価で債権者である役員に売却し、 売却代金はその役員からの借入金と相殺する方法です。事業用資産を取得した役員は、 これを会社に賃貸して賃貸料を収受するようにします。

相続財産上は貸付金債権が不動産等に置き替わり、土地等の場合、その路線価が不動産の取引価額を下回る場合もあるので、相続税の節税対策にもなる可能性があります。







Ι

役員借入金は生前対策が必須

くご提案のポイント>

- ・オーナーの資産承継や相続の計画を立てるにあたり、オーナーから会社への貸付金 の処理を検討するようにしましょう。
- ・回収が難しい貸付金は、相続前に処理をすることで、相続税の節減、スムーズな資 産承継につながることになります。

1. オーナーから会社への貸付金

中小企業では、会社の資金が不足する場合に、社長から貸し付けをすることは珍しくありません。会社と個人が事実上一体であるため、回収することは考えずに、長い期間で貸付金が多額になってしまっているケースもあるでしょう。

相続税における財産の評価について定めている「財産評価基本通達」では、貸付金債権について、概ね以下のように定めています。

- ・貸付金元本等の価額は、その返済されるべき金額で評価する
- ・法的整理その他により、回収が不可能または著しく困難な場合、その金額は元本の価額 に算入しない

社長としては、貸し付けた時点で、自分の財産ではなくなったと考えたり、どうせ回収できないのだから相続税でも評価は低いと考えているケースもあるようですが、通常は回収不能が確実である場合以外は「返済されるべき金額」であり、貸付金の額面で評価されてしまいます。

2. 「生前の対策」が必須

このような貸付金については、以下のような対策が考えられます。ただし、会社の状況 等により、留意すべき事項もあります。

対策	留意点
貸付金を債権放棄する	欠損金がない場合、会社に債務免除益課税が発生する。
貸付金を現物出資(DES) して株式にする	貸付金が株式に変わることになるが、貸付金の回収可能性がない場合、債権放棄と同様に会社に課税が発生する可能性がある。
(休眠会社の場合)会社を清 算する	解散後に期限切れ欠損金を控除できるので、会社に課税が発生 する可能性は低いが、解散・清算手続き等の時間と費用がかか る。

貸付金の回収不能の判断は、相続の時点で判断されます。生前に処理できるように、早めに着手すべきでしょう。





